

住宅再建費・住宅再建関連経費に対する補助制度

台風 21 号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、住宅再建費および住宅再建関連経費に対する補助を行います。

<住宅再建費に対する補助事業>

●**対象** 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損(床上に達しない程度の浸水により生じたものは除く)、床上浸水の被害を受けた住宅(賃貸住宅を除く)の世帯主で、市内で住宅を建替、補修して引き続き居住する方

●**対象経費**

被災住宅の再建経費(建替、補修など)

※平成 32 年 10 月 30 日(金)までに支払が完了するもの

●**補助金額**

対象経費×1/3(基本算定式)

※対象経費が 50 万円以上の建替、購入、補修に関しては、基本算定式で割り出した補助金額が 50 万円未満でも、50 万円を補助します。ただし、対象経費が 50 万円未満の場合は、かかった経費の全額を補助します。

●**補助限度額**

	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 ・床上浸水
新築・建替	300 万円	250 万円	150 万円	50 万円
補修	200 万円	150 万円	150 万円	50 万円

●**申請方法** 平成 32 年 10 月 30 日(金)までに、南丹市地域再建被災者住宅等支援補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(工事費明細書など)および工事業者の見積書もしくは領収書の写しを、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

<住宅再建関連経費に対する補助事業>

●**対象** 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損(床上に達しない程度の浸水により生じたものは除く)、床上浸水の被害を受けた住宅(賃貸住宅を含む)の世帯主

●**対象経費**

家具・家電製品の購入費用、被災住宅の清掃費用

※平成 32 年 10 月 30 日(金)までに支払が完了するもの

●**補助金額** 対象経費全額

●**補助限度額** 5 万円

※ただし、住宅再建費に対する補助事業と併用する場合は、住宅再建費に対する補助事業の補助限度額の内数となります。

●**申請方法** 平成 32 年 10 月 30 日(金)までに、南丹市地域再建被災者住宅等支援補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(領収書の写しなど)を、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎社会福祉課

☎(0771) 68-0007

被災者住宅再建費に対する補助制度

台風 21 号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、住宅再建費に対する補助を行います。

●**対象** 国、府または市が実施する他の補助事業の対象とならない被害を受けた住宅(賃貸住宅を除く)の世帯主で、市内で住宅を建替、補修して引き続き居住する方

●**対象経費** 被災住宅の再建経費(建替、補修など)

●**補助金額**

対象経費の 3 分の 1

※ただし、補助限度額は 10 万円

●**申請方法** 平成 30 年 3 月 30 日(金)までに、南丹市被災者住宅再建事業補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(工事費明細書など)および施工業者の見積書もしくは領収書の写しを、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎社会福祉課

☎(0771) 68-0007